

労務費等見積単価規程

(目的)

第1条 この規程は、当社が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な経費の見積りに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(総則)

第2条 受託等事業の実施に必要な経費の見積りは、この規程に定めるところにより計算するものとする。

2 受託等事業の契約額は、この規程に基づき見積る額による。ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者の事情により、この規程に基づき見積る額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

(労務費)

第3条 労務費は、当該受託等事業に従事する役職員の人件費単価による。

2 人件費単価は、当該受託等事業に従事する役職員の職位に応じて、別表 1 の金額を用いる。ただし、業務の内容によっては、従事する可能性のある最も下位の職位の者の単価を用いる場合がある。

3 当該受託等事業に従事する者がスタッフ等で多量の定型業務を行う場合、別途調整の上で分量あたりの単価を設定して用いる場合がある。

4 当該受託等事業に従事する役職員が派遣労働者であるときは、派遣元との間の約定に基づく時間単価を人件費単価として用いる。

5 労務費の額は、当該受託等事業に従事する人日あるいは時間に人件費単価を乗じて得た額とする。

(その他の経費)

第4条 労務費のほか、旅費、物品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、予想される実費により計算する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行・適用する。
- 2 この規程の一部を改訂し、平成27年4月15日から施行・適用する。
- 3 この規程の別表1を改訂し、平成27年5月7日から施行・適用する。
- 4 この規程の別表1を改訂し、令和元年12月2日から施行・適用する。
- 5 この規定の別表1を改訂し、令和3年5月1日から施行・適用する。
- 6 この規定の別表1を改訂し、令和5年1月16日から施行・適用する。

別表1

	1日単価 (8時間)	1時間単価
代表取締役	82,500円	10,312円
取締役	70,600円	8,825円
主任研究員	66,900円	8,363円
上級フェロー	66,900円	8,363円
ゼネラルマネージャー ／主任エンジニア	66,900円	8,363円
副主任研究員	58,600円	7,325円
プロジェクトマネージャー ／副主任エンジニア	58,600円	7,325円
研究員	51,200円	6,400円
フェロー	51,200円	6,400円
ソフトウェアエンジニア ／エンジニア	51,200円	6,400円
運営専門員	32,800円	4,100円
プログラマー	32,800円	4,100円
専門スタッフ	32,800円	4,100円
スタッフ	29,000円	3,625円

以上